

サッカーFIFAワールドカップロシア大会アジア2次予選日本代表対シンガポール代表戦（11月12日）における注意事項

来る11月12日、ナショナル・スタジアムに於いて、サッカーFIFAワールドカップロシア大会アジア2次予選日本代表対シンガポール代表戦が実施されます。

シンガポールにおいては、National Emblems (Control of Display) Act第3条により、公共の場での外国国旗・国章の表示が禁止されており、公共の場で外国国旗・国章を表示した場合、個人に対しては500S\$以下の罰金及び6ヵ月以下の懲役のどちらか又は両方が課されるおそれがあります。

シンガポール当局によれば、チケットにより入場制限がかかっている試合会場であるナショナル・スタジアムは、本法でいう「公共の場」には当たらないと解釈できるとして、ナショナル・スタジアム内において自国の国旗・国章を表示する行為は違法とは見なされない、しかし、スタジアム外周、周辺は公共の場と見なされ、本法の規制対象となる旨であります。

つきましては、特にナショナル・スタジアムへの行き帰り等については、シンガポールの法律に従い、国旗を表示する行為は差し控えていただけますようお願いいたします。

（参考） National Emblems (Control of Display) Act第3条（抜粋）

3.(1) No person shall display in public or at or within any school any national emblem. (2) For the purposes of this section, an emblem shall be deemed to be displayed in public if it is displayed in any road, street, bridge, passage, footway or place over which the public or any class of the public has a right of way or to which the public has access, whether on payment or otherwise, or if it is displayed in such manner as to be visible from any such road, street, bridge, passage, footway or place by any member of the public using the same or being therein.

平成27年10月19日
在シンガポール日本国大使館